



令和6年 第2回定例会：11月13日

## 行田羽生資源環境組合議会会議録

行田羽生資源環境組合議会

## 令和6年第2回行田羽生資源環境組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	3
○出席議員（9名）	3
○欠席議員（0名）	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
開 会（午後 2時30分）	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
議会運営委員長報告	5
○議案第3号の上程、提案説明	6
行 田 邦 子 管理者	6
○上程議案の質疑、採決	6
○議案第4号の上程、提案説明	7
行 田 邦 子 管理者	7
江 森 裕 一 事務局長	8
○上程議案の質疑	10
休 憩（午後 2時40分）	10
<hr/>	
再 開（午後 2時41分）	10
○上程議案の質疑続行	10
質疑 6番 島 村 勉 議員	10
答弁 江 森 裕 一 事務局長	10
○上記議案の討論、採決	11
○一般質問	11
2番 小 林 修 議員	12
答弁 江 森 裕 一 事務局長	13

再質問	14
再答弁	15
1番 木村 博 議員	17
答弁 江森 裕一 事務局長	17
再質問	18
再答弁	18
○特定事件の委員会付託	18
閉会（午後 3時19分）	19
<hr/>	
○署名議員	20

行田羽生資源環境組合告示第6号

令和6年第2回行田羽生資源環境組合議会定例会を11月13日行田市役所305会議室に招集する。

令和6年11月5日

行田羽生資源環境組合  
管理者 行田 邦子

令和6年第2回行田羽生資源環境組合議会定例会会議録

○議事日程

令和6年11月13日（水曜日） 午後 2時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第3号 行田羽生資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めるについて

第4 議案第4号 令和5年度行田羽生資源環境組合会計歳入歳出決算認定について

第5 一般質問

一般質問通告一覧

順	質問者氏名	質問内容
1	2番 小林 修 議員	<p>1. 施設整備について</p> <p>1. 今後、実施設計図（完成図）の提示及び説明は、随時実施されるのか。</p> <p>2. 周辺環境や景観との調和を考慮した整備についての提案は。</p> <p>3. 災害対策を強化し、地域防災拠点の役割を果たせる施設整備についての提案は。</p> <p>4. コストの低減を考慮した整備についての提案は。</p> <p>5. 地元の周辺環境整備（要望工事）及び隣接道路の整備（補修）の実施は。時期は。</p> <p>2. 設計・施工監理業務委託について</p> <p>1. 業務委託費の委託上限額266,004,200円の積算根拠は。</p> <p>2. 建築工事实施に伴う常駐管理の人数及び執務時間、工事進捗状況の報告方法は。</p> <p>3. 組合監督員及び業務分担表の組合による検査、確認者は。</p>

2	1 番 木村 博 議員	<p>DBO方式による建設工事の進め方について</p> <p>施設建設計画においてDBO方式は施設の設計建設を一括して請負者が行うわけだが、発注者が担う役割も当然工程毎にあると思うが、発注者は管理監督をどのように行っていくのかお伺いします。例えば、設計の審査時とか工事の施工監理や品質管理、検査体制などどのように行っていくのか、現時点の考えで良いのでお聞かせ下さい。</p>
---	-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第6 特定事件の委員会付託

---

○会議に付した事件

議事日程に同じ

---

○出席議員（9名）

1 番 木 村 博 議員	2 番 小 林 修 議員
3 番 野 中 一 城 議員	4 番 町 田 光 議員
5 番 野 本 翔 平 議員	6 番 島 村 勉 議員
7 番 香 川 宏 行 議員	8 番 松 本 敏 夫 議員
9 番 丑久保 恒 行 議員	

---

○欠席議員（0名）

---

○説明のため出席した者

行 田 邦 子 管理者  
河 田 晃 明 副管理者  
江 森 裕 一 事務局長  
福 地 光 宏 参 事

---

○事務局職員出席者

総務施設課長 金 子 政 好

書 記 尾 城 英 樹  
書 記 橋 本 拓 斗

---

午後 2時 30分 開会

○香川宏行議長 皆さん、こんにちは。

ただ今から、令和6年第2回行田羽生資源環境組合議会定例会を開会いたします。

出席議員が9名で定足数に達しておりますから議会は成立いたしております。

これより本日の会議を開きます。

管理者から提出された議案を報告いたします。これら件名はお手元に配布してある印刷文書によりご了承願います。

---

△会議録署名議員の指名

○香川宏行議長 これより日程の順序に従い、議事に入ります。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第85条の規定により議長において指名いたします。

1番 木村 博 議員

2番 小林 修 議員

以上2名の方をお願いいたします。

---

△会期の決定

○香川宏行議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長——9番 丑久保 恒行 議員。

〔丑久保恒行議会運営委員長 登壇〕

○丑久保恒行議会運営委員長 当委員会は、去る11月8日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、その日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜り、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○香川宏行議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

---

△議案第3号の上程、提案説明

○香川宏行議長 次に、日程第3、議案第3号を議題といたします。

課長に議案を朗読させます。——課長。

〔総務施設課長 朗読〕

○香川宏行議長 次に、管理者に提案理由の説明を求めます。——管理者。

〔行田邦子管理者 登壇〕

○行田邦子管理者 本日ここに、令和6年第2回行田羽生資源環境組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中をご参集賜り、心からお礼を申し上げます。

新ごみ処理施設整備運営事業につきましては、去る9月27日の組合臨時会におきまして、建設工事請負契約の締結について議決をいただきましたことにより、令和10年4月1日のごみ受け入れ開始を目指して、事業がスタートいたしました。

本事業は両市民にとって極めて重要な事業でありますので、適切な進捗管理に努めるとともに、議員の皆様に対しましても適宜ご報告を申し上げながら取り組んでまいりたいと存じます。引き続きのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて、このたびの議会においてご審議いただく案件は、人事案件及び決算認定の2議案となっております。何とぞ慎重なるご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第3号 行田羽生資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めるについてご説明申し上げます。

本案は、行田羽生資源環境組合監査委員の渡邊義弘氏が、令和6年10月31日をもって退任したことから、その後任として、鈴木康夫氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わらせていただきます。

○香川宏行議長 以上で説明は終わりました。

---

△上程案件の質疑、採決

○香川宏行議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

[通告なし]

○香川宏行議長 質疑の通告はありません。これをもって質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。ただいま上程されている、議案第3号は人事案件でありますので、討論を省略して直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「意義なし」と呼び者あり]

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は討論を省略して直ちに採決いたします。

議案第3号 行田羽生資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めるについては、これに同意することに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第3号はこれに同意することに決しました。

---

△議案第4号の上程、提案説明

○香川宏行議長 次に、日程第4、議案第4号を議題といたします。朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。――管理者。

[行田邦子管理者 登壇]

○行田邦子管理者 それでは、議案第4号 令和5年度 行田羽生資源環境組合会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

令和5年度歳入歳出決算書の1ページをお願いいたします。

歳入の総額は、1億3,222万9,597円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出の総額は、1億353万5,470円ございまして、歳入歳出差引額は、2,869万4,127円となっております。

本件については監査委員の審査をいただき、審査意見書を配布させていただいております。以上で議案第4号についての説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○香川宏行議長 続いて、事務局長の細部説明を求めます。――事務局長。

[江森裕一事務局長 登壇]

○江森裕一事務局長 それでは、議案第4号 令和5年度行田羽生資源環境組合会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

はじめに、歳出からご説明いたしますので、お手元の令和5年度歳入歳出決算書の7ページをお願いいたします。

1款議会費についてでございますが、支出済額は35万3,378円で予算に対する執行率は80.1%でございます。

右ページ備考欄の議会費の◎、主なものといたしまして、1節報酬は、議長以下組合議員9名の報酬でございます。

次に、2款総務費でございますが、支出済額は2,148万2,446円で、予算に対する執行率は92.0%でございます。

右ページ備考欄の◎一般管理費の主なものといたしまして、12節財務会計システムハードウェア保守委託料は、財務会計システムの保守管理に伴う委託料でございます。

13節庁舎借上料は、組合事務所の賃借料でございます。

14節事務所整備工事請負費は、行田地方庁舎への事務所移転に伴いインターネット配線工事を実施した費用でございます。

18節派遣職員人件費負担金は、構成市から派遣されている事務局職員5人及び会計事務に従事する行田市会計課職員に対する人件費として構成市へ支払った費用でございます。

次に、不用額についてご説明申し上げます。

2款1項1目一般管理費のうち、18節負担金補助及び交付金の不用額157万4,992円につきましては、主に事務局職員の異動により役職に変更が生じたことから減額となったものでございます。

続きまして、2目監査委員費の右側◎監査委員費の主なものといたしまして、1節委員報酬は、監査委員2名に対する報酬でございます。

次に、3款衛生費でございますが、支出済額は、8,169万9,646円で、予算に対する執行率は85.0%でございます。

9ページをお願いします。

1目施設建設費の右ページ備考欄の◎施設建設費の主なものといたしまして、1節報酬は、事業者選定委員への報酬でございます。

12節委託料のうち1行目、生活環境影響調査業務委託料は、令和4年度と5年度の継続

事業でございまして、現況を調査し施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響の予測を行い、その結果を踏まえた配慮事項を報告書としてまとめたものでございます。

その下の埋蔵文化財発掘調査業務委託料は、施設建設予定地34,482平方メートルのうち、3,687平方メートルについて、発掘調査を実施したものでございます。

その下の事業者選定アドバイザー業務委託料は、事業者を選定するための審査等への技術支援を、一般財団法人日本環境衛生センターに委託したもので、令和5年度と6年度の継続事業の1年目分でございます。

次に、13節土地借上料は、施設建設予定地について、所有者である行田市への行政財産使用料として支払った費用でございます。

続きまして、不用額についてでございますが、12節委託料1,423万6,845円は、入札の差金、及び埋蔵文化財発掘調査が当初の見込み量より少なくなったことによるものでございます。

次に4款予備費でございますが、支出はございませんでした。

表中の一番下、歳出合計でございますが、支出総額は1億353万5,470円で、予算額に対する執行率は85.6%、不用額は1,735万1,530円でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして5ページをお願いいたします。

はじめに、1款1項1目市負担金は、組合規約に基づく構成市からの負担金でございます。

次に、2款1項1目衛生費国庫補助金は、施設建設費の委託料に係る経費に対して充当した、国の循環型社会形成推進交付金でございます。

なお、予算額2,706万9,000円に対し、収入済額が1,609万9,000円と減額になった理由でございますが、令和4年度と5年度の2か年の事業費合計に対する補助率を3分の1となるよう交付金額を年度間で調整したことによるものでございます。

3款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

表中の一番下、歳入合計の収入済額は1億3,222万9,597円でございます。

次に、実質収支に関する調書についてご説明申し上げますので、11ページをお願いいたします。

区分1、歳入総額は1億3,222万9,597円、区分2、歳出総額は1億353万5,470円、この歳入総額から歳出総額を差し引いた区分3、歳入歳出差引額は2,869万4,127円となります。

区分4、翌年度へ繰越すべき財源についてでございますが、繰越事業はございません。

よって、区分5、実質収支額は2,869万4,127円となり、令和6年度における前年度繰越金となります。

以上で、議案第4号についての細部説明を終わらせていただきます。

○香川宏行議長 以上で説明は終わりました。

---

△上程議案の質疑、討論、採決

○香川宏行議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

暫時休憩いたします。着席のままお待ちください。

午後 2時 47分 休憩

---

午後 2時 48分 再開

○香川宏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

———6番 島村勉議員

○6番 島村勉議員 通告に基づき議案第4号 令和5年度行田羽生資源環境組合歳入歳出決算認定についてのうち、歳出第3款衛生費、第1項清掃費、第1目施設建設費、第12節委託料、事業者選定アドバイザー業務委託料2,356万2,000円について質疑をいたします。

この業務については、令和5年第1回定例会において、予算や事業内容についての審議等がなされております。

また、事業者募集については、公募型プロポーザルを実施し委託料3,818万1,000円で一般財団法人日本環境衛生センターと委託契約を締結し、令和5年4月21日から令和7年3月17日までの令和5年度、6年度の2か年度にわたり業務を実施しているものと認識しております。

そこで、1点目、令和5年度における業務委託の内容について、2点目、業務委託について想定していた成果があったのか、以上2点について伺います。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○江森事務局長 議案第4号 令和5年度行田羽生資源環境組合会計歳入歳出決算に対する質疑にお答え申し上げます。

はじめに、業務委託の内容についてでございますが、新ごみ処理施設整備運営事業者の選定にあたりましては、価格に加えて性能・機能や技術力を評価する総合評価落札方式により入札及び契約手続きを進めてまいりました。その過程で必要となる実施方針や要求水準書の作成、プラントメーカーへの見積徴取やヒアリング対応、入札公告後の応募者からの質問回答、及び事業者選定委員会の運営等について、受注者から専門的な技術支援を受けたものでございます。

次に、業務委託について想定していた成果があったのかについてでございますが、応募者からの質問に対する回答や、競争的対話時の専門的な助言など、専門性の高い分野を中心に技術支援を受けることができました。これにより、職員だけでは対応できなかった水準での事業者選定業務を、予定していた期間内において円滑に進めることができたと認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 再質疑ありますか。

○6番 島村勉議員 ありません。

○香川宏行議長 他に質疑の通告はありません。これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △上程議案の討論、採決

○香川宏行議長 次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[通告なし]

○香川宏行議長 討論の通告はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第4号 令和5年度行田羽生資源環境組合会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり認定することに決しました。

---

#### △一般質問

○香川宏行議長 次に、日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。—— 2番 小林修議員。

[2番 小林修議員 登壇]

○2番 小林修議員 議席番号2番、小林修でございます。

通告に基づきまして、一般質問いたします。

一部事務組合として、行田羽生資源環境組合が設立され、令和10年4月1日ごみの受入開始、同年7月1日業務開始予定で設計・建設業務が令和6年9月27日から令和10年6月30日まで、運転・維持管理業務が令和10年7月1日から令和30年6月30日まで、20年間の建設工事費254億2,100万円、運営費159億3,900万円、総額413億6,000万円で契約が締結されています。それに伴い、一般廃棄物処理施設の設計図書等の内容を理解し、誤りや脱漏がなく適正な履行の確保に必要となる高度な知識が必要であり、建築、電気、機械などの複数の工種が同時に施工されるため、効率的な進捗管理、工種ごとの適切な品質管理、工事関係者との情報共有や意思疎通の円滑化など豊富な経験や高度で専門的な知識も必要であることから、新ごみ処理施設整備運営事業に係る設計・施工監理業務委託が令和10年6月30日までの工期、業務委託上限額2億6,600万4,200円で発注されています。

そこで、大きい1番目、施設整備について伺います。

質問の1点目、市報ぎょうだ11月号に完成イメージ図が掲載されていますが、今後、最終の配置図、施設の規模、外観、外構を含めた実施設計図の提示及び説明は随時実施されるのでしょうか。

質問の2点目、施設整備について、周辺環境や景観との調和を考慮した整備について、どのような提案がありましたか。

質問の3点目、災害対策を強化し、地域防災拠点の役割を果たせる施設整備について、どのような提案がありましたか。

質問の4点目、コストの低減を考慮した整備について、どのような提案がありましたか伺います。

質問の5点目、周辺住民は半世紀以上、ごみ処理施設のそばで暮らすこととなりますので、地元の周辺環境整備（要望工事）、及び隣接道路の整備・補修等の実施及び時期がどうなっているのか伺います。

続きまして、大きい2番目設計・施工監理業務委託について伺います。

質問の1点目、委託業務費の委託上限額2億6,600万4,200円の積算根拠を教えてください。

質問の2点目、設計・施工監理業務において、工事管理は、重点管理として、定例工程、月4回から5回及び設計会議を月1回から2回及び現場検査等管理業務を行う建築工事は、工事着手から姿完成検査まで建築期間約30カ月を常駐管理として、毎月施工監理に係る報告を行い、工事の進捗を報告することになっています。そこで、常駐管理者の人数及び執務時間及び工事進捗状況の報告方法について伺います。

質問の3点目、組合監督員及び業務分担表の組合員による検査確認者は誰かお示してください。

以上で、1回目の質問といたします。執行部のご答弁、よろしく願いいたします。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

[江森裕一事務局長 登壇]

○江森裕一事務局長 ご質問の1番目施設整備について順次お答え申し上げます。

はじめに、実施設計図の提示及び説明は随時実施されるのかについてでございますが、配置計画、意匠や工事の進捗状況など、事業の進捗に関する内容につきましては、議員の皆様に対する説明を適宜実施するほか、概要を組合ホームページ等で順次公表してまいります。

次に、周辺環境や景観との調和を考慮した整備についての提案についてでございますが、近傍には行田市の観光名所の一つとなっている古代蓮の里やたんぼアートがあることから、建屋外観について、落ち着いたあるアースカラーの採用など周辺との調和を考慮した提案をいただいたところでございます。

次に、地域防災拠点の役割を果たせる施設整備の提案についてでございますが、要求水準書においてハザードマップ対応のための計画地盤高としているほか、緊急時における事業継続計画の策定、EV充電器の市民利用などについて提案をいただいたところでございます。

次に、コストの低減を考慮した整備の提案についてでございますが、入札公告の際に基本方針の柱として経済性に優れた施設を示すとともに、要求水準において機器等の仕様を限定しないことやごみ処理施設と管理棟の合棟での提案を可能とするなど、自由度の高い提案をいただくよう努めたところでございます。この結果、最新の技術も加えた信頼度の高い効率的な処理システムである一方、予定価格を下回る金額での応札であり、コスト低減に努めた提案であったと認識しております。

次に、周辺環境整備及び隣接道路の整備の実施についてでございますが、周辺環境整備につきましては、実施に向けた要望調査をはじめたところであり、整備の内容や時期につきまして、太田地区自治会連合会を通して調整してまいります。なお、搬入経路となる隣接道路



につきましては、施設への搬入車両が及ぼす影響の度合いも踏まえ道路管理者と調整してまいりたいと存じます。

次に、ご質問の2番目設計・施工監理業務委託についてお答え申し上げます。

はじめに委託上限額の積算根拠についてでございますが、民間事業者からの見積徴取を参考に、他自治体の契約事例を踏まえ設定したところでございます。

次に、建設工事の実施に伴う常駐管理の人数や執務時間及び工事の進捗状況の報告方法についてでございますが、施工監理に伴う常駐管理技術者は1名とし、執務時間は原則8時30分から17時までとしております。工事の進捗状況の報告につきましては、建設工事請負事業者と受託者である日本環境衛生センター、及び本組合の3者での現場定例会議を定期的実施するとともに、日報が提出される予定でございます。

次に、組合監督員及び業務分担表の組合による検査、確認者についてでございますが、総括監督員を総務施設課長、担当監督員に総務施設課職員を充て、請負約款に基づく役割分担により対応する予定でございます。主に担当監督員が建設工事請負事業者との協議や検査を行うものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 再質問ありますか。——2番 小林修議員

○2番 小林修議員 ご答弁ありがとうございました。

再質問させていただきたいと思えます。施設整備についての質問の1点目ということで、意匠図とか適宜提示してくれるということですけど、適宜というのはどのくらいのスパンということじゃないですけども、工事の進捗によってということでしょうけども、この次に出るのはいつ頃になるでしょうか。

質問の2点目といたしまして、施設整備について周辺環境とかのためにアースカラーの提示があったということですが、アースカラーってどのようなものなのか。私は周辺整備で質問したのは、やはり街路樹など道路側にハナミズキとかがあって、施設の道路際に樹木、高木とか植えてありますのでその辺について、維持管理上も含めてもうちょっと考えた方がいいんじゃないかっていうことで質問したわけなんですけども。とにかくアースカラーっていうのがどのような色なのかっていうのを教えてください。

質問の3点目、拠点整備についてなんですけど、要求水準の方には、さっき言ったように十分な耐震性とか頑固な施設とかがあっていうのがありますけど、その辺についての提案っていうのは何かなかったんでしょうか。

質問の4点目、コスト低減ということと言うと、コスト抑えたっていうのと、私がコストを質問したのは要するに外壁をどういう素材にしてコストを割いたとかそういう詳細とか物価上昇とか物が高いっていうだけで質問しておりますので、その辺は最新のことで質問の回答とは違ってますけどそれはそれで納得しました。

続きまして質問の5点目なんですけど、調整する、またってことなんですけどやるってことでよろしんでしょうか。周辺整備については、これから地元から来て出たものを全部実施するのか、また周辺整備については、行政と調整するっていうのは、やる方向で調整するんでしょうか。

次に質問の2点目の設計・施工監理業務委託について、やっぱり委託費用が、工事の方が250億円で委託費が大体1%になっていると思いますので、見積り及び他の市を参考に根拠に設定したことでありますけども、この施工監理の仕様書を見ますと、要するに物を作るんじゃなくて人でありますよね、あとDBOで要するに業者が責任施工をするんでありますから、管理をなぜ2億円をかけてやるかってことで質問させていただいたんですけども、質問の1点目について、見積りと他の市町村のことで伺っているんですけど、他の市町村というのはどこの市町村でしょうか。

次に質問の2点目、この上級職員っていうのは1名、建築関係のこの仕様書見ますと、建設常駐管理技術者が30か月間付くんでしようけども、ほかの技術者の方については、現場的にはどういう関りがあるのか教えてください。以上です。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○江森裕一事務局長 再質問にお答えいたします。

まず、1点目いつ頃イメージ図等ができるのかということですが、これから詳細の設計に入りまして、実際の配置計画であるとか内容の仕様が決定し、建設工事に着手する段階になるのが来年の夏頃になると見込んでおります。ですので、このあたりにかけてですね、詳細な設計が行われますのでこの中で具体的な建物の形状であるとか配置、こういったものが決まっております。そういった段階で適宜情報提供、説明をさせていただきたいと思っております。

それからですね、アースカラーということですが、これは周辺の環境に調和する落ち着いた色ということで提案をされているところでございます。それからですね、色もそうなんですけど、水平ラインを建物に入れることで周辺との調和を図るようなそういった提案をいただいているところでございます。それから、シンボルツリーであるとか樹木の植樹も

予定されているところでございます。

続いて、建物の構造等につきましては、要求水準を満たしたうえでですね、しっかりしたものが作られるということで、動線だとかいろいろな施設の配置、それから利用しやすいような配置等についてはいただいておりますが、具体的な、その例えば杭がどういったものにあるのかとか、構造がどうなるのかってことは、今後の詳細設計の中で決まっていくものと考えております。

それから、次のコスト縮減に関する取り組みでございますが、これに関しましては、我々が示しました、ある程度幅を持たせた要求水準書、この中でですね事業者としてコストを下げた結果として、今回の落札率に繋がったものと考えております。具体的にどの部分がどの程度圧縮されたかにつきましては、今回の入札の内容の中に記載がございませんので把握できないところでございますが、我々の示した内容の中でですね、縮減に務めたところであると認識しております。

それから、周辺環境整備につきましては、接続しているのは搬入道路として主に使われるのは古代蓮の里通り線になるかと思うんですけども、こちらの通行車両の割合からするとですね、搬入車両というのはさほど多くないものと認識しております。搬入車両に起因する道路の損傷だとかそういったものに関しては適宜実施してまいります、恒常的に道路が傷んでいくことに関しての整備というのは組合としては今のところ直ちに予定はしてございません。これまでの施設もこの前面道路に関して組合であるとか施設側で実施していることはないものと認識しております。なお、周辺環境整備として今、太田地区自治会連合会と協議している内容につきましては要望いただいて、できるものもできないものがございますので、今後いただいた内容について協議、調整したうえで実施していくというものでございます。

それから、施工監理でございますが、予定価格を設定した際の事例でございますが、県内の自治体のほか、東京都や茨城県など、複数の自治体の予定価格を参考に今回の予定価格を設定したところでございます。

それから、常駐以外の技術者の関与の方法でございますが、定例の会議であるとかこちらに出向けない場合はWebの会議等を適宜実施してその中に参加していただく形で関与していただくということを予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 それでは次に、1番 木村博議員。

〔1番 木村博議員 登壇〕

○1番 木村博議員 議席番号1番、木村博です。

通告に基づきまして、一般質問させていただきます。

大項目として一点だけなんですけど、DBO方式による建設工事の進め方についてお伺いします。

新ごみ処理施設整備運営事業はDBO方式を活用して進めておりますが、DBO方式は施設の設計・建設・運営管理を一括して民間事業者に担う方式ということですが、先般9月27日に開催した、組合臨時会で建設工事請負契約締結が上程され、承認されたところです。

そこでお伺いします。ただ今申し上げたようにこれから施設の設計・建設は民間事業者に任せて事業を進めるわけですが、設計時それから建設施工時の進捗段階や、工事完了時に受注者側はどのような関り方をしていこうとしているのかお伺いします。例えば、設計審査や工事施工監理、品質管理、検査体制をどのように行おうと考えているのか、また、発注者側の組織体制をどのように考えているのかお示ししていただきたいと思います。

1回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

[江森裕一事務局長 登壇]

○江森裕一事務局長 ご質問のDBO方式による建設工事の進め方についての発注者は管理監督をどのように行っていくのかについてお答え申し上げます。

ごみ処理施設の建設にかかる施工監理にあたっては、土木、建築、機械、電気など工種が多岐に渡ることから、幅広い知識や経験、及び高度な専門技術力を有する民間事業者に、必要な監督や検査の立会について業務委託することにいたしました。具体的には、8月19日に公募型プロポーザル方式により入札公告を行い、10月23日に一般財団法人日本環境衛生センターと契約締結をしたところでございます。なお、契約期間は令和10年6月30日まで、契約額は2億5,157万円でございます。

主な業務内容でございますが実施設計の審査につきましては、建設工事請負事業者と受託者である日本環境衛生センター、及び本組合の3者での全体会議を月2回開催し、更にプラント工事と建設工事について工種ごとに分科会を設置し、協議及び調整を行うこととしております。

現場での施工監理につきましては、3者での現場定例会議を定期的で開催することとし、実施設計図書に基づく品質確保や工程計画に基づく進捗の確認を行う予定でございます。ま

た、受注者である日本環境衛生センターが常駐することで、日常管理はもとより現場での迅速な対応を図るほか、材料検査や施工段階での段階検査に組合監督員と立会うとともに、技術的助言を受けることとしております。

このように設計はもとより、現場における有資格者による施工監理を行うことで、契約どおりの事業履行を確保してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 再質問ありますか。—— 1 番 木村博議員。

○1 番 木村博議員 ご答弁ありがとうございました。

一点だけにさせてもらいますけど、再質問させていただきます。

検査等にですね、組合監督員が立ち会って検査をするということなんですけど、組合監督員は土木職員だと思います。そして、先ほど言われたように電気とか機械とか建築こういう分野において多岐にわたった専門的な視点で検査を見なくてはいけない部分があるかと思うんですが、市の専門職を入れて検査を行うことも必要ではないかなと思うんです。土木職だけでは土木については専門ですけどそれ以外のことについては、やっぱり弱いところがあると思いますので、その辺の体制についてどうお考えになっているのか1点だけお聞かせください。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。—— 事務局長。

○江森裕一事務局長 再質問にお答え申し上げます。

今回の業務にあたりましては、受注者の方でですね、各種の専門的な資格、経験を持った職員を配置してございますので、専門的な観点から施工者を管理できるものと考えておりますので、我々の方には知識がない部分もございますが、その部分を補完するのが今回の施工監理であると認識しております。一方でですね、今回組合として監督員を管理者から指名するわけですが、現在は土木職ではございますが職種を決めて選任しているわけではございませんので、もしそういった知識が必要になれば、構成市に協力を求めるとかそういったことも考えられますが、基本的には施工監理事業者の有資格者が専門的な見地から確認をするということで認識しております。

以上でございます。

○香川宏行議長 以上で組合に対する一般質問を終結いたします。

---

△特定事件の委員会付託

○香川宏行議長 次に日程第6、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。

次期議会の会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもって、令和6年第2回行田羽生資源環境組合議会定例会を閉会いたします。

午後 3時 19分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年 月 日

行田羽生資源環境組合議会議長

香 川 宏 行

行田羽生資源環境組合議会議員

木 村 博

同

小 林 修